

古物営業法施行規則の一部改正の概要(10月24日施行分)

1 法改正に対応する改正事項

○営業制限の見直し関係

仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その場所を管轄する公安委員会に日時・場所を届け出た時は、仮設店舗において古物を受け取ることができる。
(新法第14条ただし書)

日時・場所の届出については、仮設店舗において古物営業を営む日から3日前までに、その場所の所轄警察署長を経由して届出することを規定(届出書の様式も規定)。
(新施行規則第14条の2)

○簡易取消しの新設関係

古物商等の所在を確知できないなどの場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その事実を公告し、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、許可を取り消すことができる。
(新法第6条第2項)

公告は官報により行うものとすることを規定。
(新施行規則第4条の2)

○欠格事由(暴力団等)の追加関係

欠格事由に「集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者」を追加
(新法第4条第3号)

国家公安委員会規則で定めるものとして、同様の規定をもつ警備業法、風適法、自動車運転代行業法等と同じ罪(暴力団関係者等により行われやすい犯罪行為の類型)を規定。
(新施行規則第1条)

○主たる営業所等の届出(経過措置)関係

古物商等は、許可単位の見直しに関する規定の施行(2年施行)以前に、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地等を届け出れば、改正法の全面施行時において、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会による新法第3条の規定による許可を受けているものとみなされる。
(改正法附則第2条)

主たる営業所等の届出については、主たる営業所等の所在地の所轄警察署長を経由して別記様式(主たる営業所等届出書)を提出するものとするを規定。
(改正規則附則第2項)

2 規則独自の改正事項

○非対面取引の本人確認方法関係

非対面取引の本人確認方法について、新たな確認方法(容貌の画像+本人確認書類(写真付き)の画像を送付する方法(リアルタイムのビデオ通話により確認する方法を含む。)、異なる本人確認書類2点+転送不要郵便を利用する方法等)を追加。
(新施行規則第15条)

○帳簿の様式関係

帳簿の様式の備考において、「取引した古物」の「特徴」欄の記載例として、自動車に関するもの(車検証記載のナンバー、車名、車台番号、所有者の氏名等)を規定。(新施行規則別記様式第15・16号)

3 その他条項ずれへの対応 等